

令和7年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託

特記仕様書

浦添市 都市建設部 都市計画課

特記仕様書

1. 委託名：令和7年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託
2. 位置：浦添市全域
3. 期間：契約締結日の翌日から令和8年2月13日まで

第1章 総則

- 1 - 1 本仕様書は、浦添市（以下、「発注者」という。）が発注する「令和7年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託（以下、「本業務」という。）」に適用する。
- 1 - 2 本業務は、本仕様書に基づき遂行しなければならない。
- 1 - 3 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記しないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- 1 - 4 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- 1 - 5 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。
- 1 - 6 受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 1 - 7 受託者は、本業務の着手及び完了にあたって、契約書に定めるもののほか下記の書類を提出しなければならない。
 - （イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者通知 （ニ）完了届
 - （ホ）納品書 （ヘ）引渡書 （ト）業務委託料請求書
 - （チ）その他発注者の指示するものなお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。
- 1 - 8 管理技術者及び技術者
 - （1）受託者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
 - （2）管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理をおこなわなければならない。
 - （3）受託者は、業務の進捗をはかるために、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- 1 - 9 受託者は、本業務実施のため必要な関係官公庁等に対する諸手続を、発注者と打ち合わせの上、迅速に処理しなければならない。また、関係官公庁等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものと

する。

- 1 - 10 受託者は、本業務に関して関係機関と協議した事項については、ただちに協議書を作成し、発注者に内容の確認を受けるものとする。
- 1 - 11 受託者は、設計、策定の方針及び条件等について不明確な点や改善の必要が認められる場合において、その都度協議しなければならない。
- 1 - 12 成果品の審査
 - (1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
 - (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
 - (3) 業務完了後、明らかに受託者の責による瑕疵が発見された場合、受託者はただちに該当箇所の修正を行わなければならない。
- 1 - 13 成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、甲の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- 1 - 14 必要な証明書および申請書の交付は、受託者の申請による。
- 1 - 15 受託者は、測量調査設計業務実績情報サ - ビス (TECRIS) に基づき、受注後は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完了時は完了後 10 日以内に「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」の写しを発注者に提出しなければならない。
- 1 - 16 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項は、発注者と受託者の協議の上定める。

第 2 章 業務内容

2 - 1 業務の目的

本業務は、沖縄都市モノレールをはじめとした公共交通の利便性向上を図ることで、公共交通利用者数の増加に寄与する調査分析を行うことを目的とする。

2 - 2 業務の内容

市内 3 駅 (経塚駅、浦添前田駅、てだこ浦西駅) それぞれの特性を踏まえ、各駅に期待される効果とその実現のための方策を検討する。

(1) 計画準備

業務実施にあたり、必要な資料収集を行うとともに、作業実施方針や実施工程を業務計画書として取りまとめる。

(2) 沖縄都市モノレール

モノレール各駅の特徴

モノレール各駅の課題

モノレール各駅の取り組み方策

(3) 沖縄都市モノレールと路線バス

モノレール各駅との有機的連結に向けた課題

モノレール各駅との有機的連結に向けた実現方策

(4) 沖縄都市モノレールと路線バス以外の公共交通等

モノレール各駅との有機的連結に向けた課題

モノレール各駅との有機的連結に向けた実現方策

(5) 法定協議会の運営支援

浦添市地域公共交通活性化推進協議会の運営及び本業務に係る協議会資料の作成を行う。なお、協議会の開催は2回とし、本業務委託費用に委員報償費は含まない。

(6) 打合せ協議

業務の打合せ回数は、業務着手時、中間時3回、成果品納入時の計5回とする。また、打合せ協議簿は、打合せ終了後1週間以内に作成し、確認を得るものとする。

(7) 報告書作成

業務内容を整理し、経緯結果について分かりやすく報告書として取りまとめるものとする。

第3章 成果品

3 - 1 提出すべき成果品の規格、製本については下表のとおりとする。

(1) 報告書製本 チューブファイル A4版 2部

(2) 電子データ(CD-R) 一式

(3) その他発注者の指示するもの。

3 - 2 成果品として提出する報告書は、あらかじめ入念に点検、照査して間違いや漏脱がないようにしなければならない。